令和６年６月３日

三重県土地家屋調査士会　御中
岐阜県土地家屋調査士会　御中

愛知県土地家屋調査士会

名古屋市道路等境界確認事務取扱要綱の改定に伴う解説動画の公開及び不動産登記規則第９３条ただし書不動産調査報告書の記載例について（お知らせ）

日頃は大変お世話になっております。

さて、本年４月１日付けで標記取扱要綱が改定されたことを受け、当会では、会員向けに解説動画を作成しました。貴会会員が名古屋市においての業務をされることもあるかと思いますので、参考のため、下記のとおり、本動画の URL をお知らせいたします。

なお、本動画は、URL を知っている人のみが視聴できる限定公開としていますので、通知先は貴会会員のみにしていただき、他方面への URL の公表などはしないようにお願いします。

また、標記取扱要綱の改定に伴い、名古屋法務局と打合せを行いましたので、不動産登記規則第９３条ただし書不動産調査報告書（以下「９３条報告書」という。）及び添付情報の例示をさせていただきます。９３条報告書補足・特記事項には記載例のような文章を追記し、かつ名古屋市の指示座標上に筆界点がある根拠として交点計算書を添付していただくように、貴会会員に御案内願います。

おって、今回は標記取扱要綱が大幅に変更となったことに伴い、特にお知らせするものであることを、念のため申し添えます。

記

１　YouTube 視聴ページ URL
https://youtu.be/iCOQvitkWIY
※動画は３０分程度です。

２　資料
別添のとおり

道路等境界確認事務取扱要綱

（趣 旨）

第１条　この要綱は、緑政土木局所管の道路、河川、水路その他公共の用に供されている土地等（以下「道路等」という。）の管理保全を図るため、道路等とその隣接地との境界を協議のうえ確認すること（以下「境界確認」という。）及び道路等の区域の確認に関し必要な事項を定めるものとする。

（境界確認を行う土地の区分）

第２条　この要綱で取扱う境界確認は、次の各号に定める土地について行うものとする。ただし、登記所備付地図作成事業（法務省所管）又は地籍調査事業（国土交通省所管）によって作成された地積測量図が登記所に備え付けられている土地は除く。

(1) 市の所有に係る土地

(2) 愛知県事務処理特例条例の規定による一級河川及び二級河川のうち国土交通省所管の国有財産

（境界確認の申請）

第３条　測量調査課長（以下「課長」という。）は、境界確認の実施にあたって、境界確認を申請する者（以下「申請者」という。）に、確認申請書（第１号様式）（以下「申請書」という。）を名古屋市長あてに提出させるものとする。

（申請者）

第４条　申請者は、道路等に隣接する土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 法人が土地所有者の場合

当該法人の代表者（当該法人が解散又は破産した場合は、当該解散又は破産に係る清算人又は破産管財人）とする。ただし、申請に係る土地（以下「申請地」という。）の処分に関して土地所有者の代表者以外の者が権限を有する場合において、当該代表者以外の者が申請地の処分権限を有することを証する書面を添付した場合は、申請地の処分権限を有する者を適格な申請者とすることができるものとする。

(2) 共有地の場合

原則として共有者全員とする。

(3) 登記されている土地所有者が死亡している場合

原則として相続人（遺産分割協議等で相続人が特定されている場合はその相続人）全員とする。この場合において、申請書に相続人であることを証する書面（遺産分割協議書、相続関係図等とし、原則、相続関係を証明する戸籍全部事項証明書等を添付する。）を添付するものとする。

(4) 未成年者又は成年被後見人等が土地所有者の場合

法定代理人（親権者又は後見人等）とする。この場合、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付するものとする。

(5) 土地所有者が不在者の場合

法定代理人（財産管理人）とする。この場合、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付するものとする。

(6) 開発行為又は用途廃止の申請で、土地所有者が多数の場合

申請地の土地所有者の委任を受けた開発行為又は用途廃止の施行者とすることができるものとする。この場合において、当該施行者が申請地の土地所有者から委任を受けたことを証する書面を添付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部又は全部を代理する場合は、その代理人が申請書に委任状を添付のうえ委任された事務を行うことができるものとする。

３　第１項第２号及び第３号の場合において、共有者又は相続人（相続人が複数である場合に限る。）のうち１人が、他の共有者又は相続人の全員から委任を受けているときは、当該委任を受けた共有者又は相続人を適格な申請者とすることができる。この場合において、申請者が委任を受けたことを証する書面を申請書と併せて提出させるものとする。

（申請書の添付図書）

第５条　申請書には、次に掲げる図書を添付させるものとする。

(1) 現地見取り図

(2) 法務局備付けの地図又は公図の写し（申請地と道路等との境界を朱線で示したもの。地図等を転写した場合は、場所、年月日を記入する。）

(3) 申請地及び市有地に係る登記事項証明書（申請日前３か月以内に発行された現在事項証明書に限る。写しの場合は原本証明を必要とする。）ただし、課長が必要と認めた場合は、申請地の隣接地及び対側地の登記事項証明書をあわせて添付させるものとする。

(4) 委任状（前条第２項及び第３項の規定による委任をする場合に限る。）

(5) その他必要と認められる図書で、概ね次に掲げる図書

ア　地積測量図

イ　筆界特定書（添付図面を含む）

ウ　土地区画整理確定図等

エ　その他境界確認に参考となる図書

２　前項第４号の委任状は、受任者において委任された権限の範囲を明確に記入されたもので、かつ、委任者が署名又は記名押印したものでなければならない。

（申請に基づく立会い等）

第６条　課長は、第３条の申請書を受理したときは、申請者に現況実測図を作成させ、そ

れに基づき必要な事項を協議するものとする。

２　課長は、申請者と立会いを行い両者で境界を確認する。また、その他境界確認に関して必要と認める者（以下「関係人」という。）がいる場合は、申請者に対し、当該関係人との立会いを指示するものとする。

３　関係人は立会いについて第三者を代理人とさせることができるものとする。

（資料調査）

第７条　課長は、境界確認のために必要な範囲で個人情報等を取得及び利用した場合は、適正に管理しなければならない。

（境界確認）

第８条　課長は、区画整理確定図、公図の写し、地積測量図、その他参考とすべき資料並びに現地の事前調査及び関係者の意見等に基づき境界の調査を行うものとする。

２　課長は、前項の調査結果及び第６条第１項に定める現況実測図を基に申請者と協議をし、土地の境界に関する本市の認識を示すものとする。

３　課長は、道路・河川区域内の土地の所有権が本市以外の者にある場合において、必要があると認めるときは、その者の意見を求めるものとする。

４　課長は、立会いにあたり、申請書に添付されている登記事項証明書により立会者を確認するものとする。

５　境界の確認は、原則として立会いを必要と認める者全員によって行うものとする。

（課公所長からの測量依頼）

第９条　課長は、境界確認の測量を必要とする緑政土木局に属する課（測量調査課を除く。）及び公所の長（以下「課公所長」という。）から境界の確認依頼を受けた場合には、依頼箇所、測量範囲等についてあらかじめ協議したのち、測量依頼書（第４号様式）を課長に提出させるものとする。

２　課長は、境界確認作業方法について、課公所長に対し、境界確認作業通知書（第５号様式）（以下「境界確認作業通知書」という。）により通知するものとする。

（課公所長による境界確認）

第１０条　課長又は課公所長は、境界確認作業通知書の境界確認作業方法のとおり依頼箇所の測量を行い、課公所長はこの測量結果に基づき、隣接地所有者等と立会いのうえ境界の確認を行うものとする。

２　課長は、前項の立会いの結果、境界について隣接地所有者等から疑義の申出があり、課公所長から課長の立会いを求められた場合には、課公所長からの立会いに応じることができるものとする。

３　課公所長は、第１項の結果について、境界確認結果報告書（第６号様式）を課長に提出するものとする。

（他機関からの境界確認）

第１１条　課長は、境界確認の測量を必要とする他機関（国、県、他局等）から依頼を受

けた場合は、測量範囲等について協議するものとする。

２　課長は、他機関に対し、前項の協議にしたがい測量を行わせた場合には、すみやかに現況実測図を提出させるものとする。

（境界確認の完了）

第１２条　市長は、第８条第５項の境界の確認が得られた場合は、原則として申請者に土地境界確認協議図（第８号様式）（以下「土地境界確認協議図」という。）を作成させ、正本及び副本を提出させるものとする。

２　土地境界確認協議図の提出日が、申請日から起算して６か月以上経過している場合には、土地境界確認協議図提出日前１４日以内に発行された登記事項証明書（写しの場合は原本証明を必要とする。）を添付させるものとする。

３　第６条第２項の規定により、関係人との立会いを指示した場合は、次に掲げる事項を土地境界確認協議図に記載させるものとする。

(1) 立会年月日

(2) 関係人の氏名

(3) 代理人の氏名（第６条第３項の規定により第三者を代理人とした場合に限る。）

(4) その他必要な事項

４　市長は、境界の確認がなされたと認めたときには、第１項により申請者から提出を受けた土地境界確認協議図の副本１部を添付した土地境界確認書（第９号様式）（以下「土地境界確認書」という。）により申請者に通知するものとする。

５　市長は、次の場合には境界確認不調通知書(第１０号様式)（以下「境界確認不調通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(1) 申請者と境界の確認について協議が調わない場合

(2) 申請地が所有権確認等の訴訟又は係争中の場合。ただし、訴訟内容により境界の確認を行っても支障のない場合は、この限りでない。

(3) その他境界の確認ができない場合

６　土地境界確認書又は境界確認不調通知書の発行により、境界確認に係る事務（以下「業務」という。）を完了とする。

７　課長は、境界の確認において追加の資料が必要と認める場合は、申請者に当該資料を請求するものとする。

（座標明示地区における業務の省略）

第１２条の２　申請地が座標明示地区（本市が道路等とその隣接地との境界を世界座標で管理している区域をいう。）に所在する場合であって、当該申請地に係る協議点が、当該申請時点までに実施された他の境界確認において確認されているときは、第６条第１項に規定する現況実測図の作成及び協議を省略することができる。ただし、申請者が境界について協議を求めるときは、この限りでない。

２　前項本文の場合においては、課長は、土地境界確認書での通知に代えて、第１２号様

式を用いて申請者に当該申請地に係る協議点の座標値を通知するものとする。

（境界確認の取り下げ）

第１３条　市長は、申請者から申請を取り下げる旨の意思表示があったときは、業務を中止するものとする。

２　前項の規定により取り下げの意思表示をしようとする申請者については、取り下げ報告書（第３号様式）（以下「取り下げ報告書」という。）を速やかに提出させるものとし、当該報告書の受理をしたときに、業務を完了したものとする。

３　申請地において、業務の完了前に土地所有者の変更（以下この項において「変更」という。）があった場合は、申請者（申請者が死亡した場合は土地に関して権利を有する相続人。又は申請者が死亡した場合にあらかじめ申請者から取り下げの委任が代理人になされている場合は当該代理人）に取り下げ報告書を速やかに提出させるものとする。ただし、申請者が次のいずれかに該当する場合は、その限りでない。

(1) 変更後にあってもなお、申請者が申請地の処分に関する権限を有する者であるとき

(2) 変更後の土地所有者から、申請者に対して境界確認に関する委任状が提出されたとき

(3) 申請者が死亡した場合は、その相続人全員から申請者の代理人に対して境界確認に関する委任状が提出されたとき

４　次に掲げる場合には、課長は申請者に対し、経過報告書（第１１号様式）（以下「経過報告書」という。）の提出の依頼を行うことができる。この場合において、当該依頼の日から起算して１４日が経過してもなお、本項各号に規定する提出すべき図面（以下この条において「提出すべき図面」という。）又は経過報告書が提出されない場合には、再度経過報告書を提出するよう催告を行うことができる。

(1) 第６条第１項の現況実測図の作成を指示した日から起算して６か月以上経過して、申請者から現況実測図が提出されない場合

(2) 第８条第２項の協議の日から起算して６か月以上経過して、申請者から土地境界確認協議図が提出されない場合

５　前項後段の催告の日から起算して１４日を経過してもなお、提出すべき図面又は経過報告書が提出されない場合には、境界確認の申請につき、取り下げの意思表示があったものとみなす。

６　第４項後段の催告は、文書により行うものとする。この場合において、確実な催告の到達に資すると認める時は、文書と併せて、電子メール、電話、口頭その他の方法で催告を行うものとする。

７　第４項の規定により経過報告書が提出された場合において、経過報告書により業務を実施中であり、業務の終了までに時間を要することについてやむを得ない事由が存することが確認された場合は、新たに提出すべき図面の提出期限を設けて業務を行わせるものとする。

８　前項の規定により新たに期限が設けられた場合において、当該期限までになお土地境界確認協議図が提出されない場合における催告等の取り扱いについては、第１項から前項までの規定を準用して行うものとする。

（記録書の作成）

第１４条　課長は、境界確認又は境界確認に必要な測量をした職員に記録書を作成させるものとする。

（区域確認）

第１５条　区域確認とは、次の各号に掲げる道路及び河川の区域を確認することをいうものとする。

⑴ 道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により決定された道路の区域

⑵ 河川法（昭和３９年法律第１６７号）第１００条第１項に規定する準用河川の区域及び名古屋市長の管理する一級河川及び二級河川の区域

２　前項の区域確認に関する取扱いについては、第２条から前条までの規定を準用して行うものとする。この場合において、「境界確認」を「区域確認」と読み替えて適用するものとする。

（その他）

第１６条　境界確認又は区域確認に係る申請、協議、立会い及び通知等の各事務において、特段の事情がある場合は、緑政土木局境界確認審査会設置規程に基づく審査会により決定するものとする。

２　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、緑政土木局長が定める。

附 則

１ この要綱は、平成２１年４月１日より施行する。

２ この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、従前の例により取扱うことができる。

３ 次に掲げる内規は廃止する。

⑴ 道路等境界明示取扱要綱（平成２０年４月１日施行）

⑵ 譲与財産境界明示取扱要綱（平成１８年４月１日施行）

附 則

１ この要綱は、平成２３年４月１日より施行する。

２ この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、従前の例により取扱うことができる。

附 則

1　この要綱は、平成２６年４月１日より施行する。

2　この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、なお従前の例により取り扱うものとする。

3　第１項の規定に関わらず、平成２６年６月３０日までの間は、改正前の道路等境界確認事務取扱要綱の規定による申請については、なお受理することができるものとする。

附 則

1　この要綱は、平成２８年４月１日より施行する。

2　この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、なお従前の例により取扱うことができる。

3　第１項の規定に関わらず、平成２８年６月３０日までの間は、改正前の道路等境界確認事務取扱要綱の規定による申請については、なお受理することができるものとする。

附 則

1　この要綱は、令和元年５月１日より施行する。

2　この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、なお従前の例により取扱うことができる。

3　第１項の規定に関わらず、令和元年６月３０日までの間は、改正前の道路等境界確認事務取扱要綱の規定による申請については、なお受理することができるものとする。

附 則

1　この要綱は、令和２年１１月３０日より施行する。

附 則

1　この要綱は、令和３年３月１日より施行する。

2　この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、なお従前の例により取扱うことができる。

3　第１項の規定に関わらず、令和３年４月３０日までの間は、改正前の道路等境界確認事務取扱要綱の規定による申請については、なお受理することができるものとする。

附 則

1　この要綱は、令和６年４月１日より施行する。

2　この要綱施行の際、現に提出されている申請書、依頼書及び立会確認報告書は、それぞれ改正後の道路等境界確認事務取扱要綱（以下「新要綱」という。）の相当の規定に基づいて提出されたものとみなす。

３　第１項の規定に関わらず、令和６年４月３０日までの間は、改正前の道路等境界確認事務取扱要綱の規定による申請書及び立会確認報告書については、それぞれ新要綱の相当の規定に基づいて提出されたものとみなし、受理することができるものとする。

第１号様式

土地境界
区　域　確　認　申　請　書

年　　月　　日

（宛　先）
名　古　屋　市　長

申請者（土地所有者）　住　所
氏　名

代　理　人　　住　所
職　業
氏　名
電話番号　　FAX 番号
Ｅメール:

下記土地の境界を確認したいので、必要図書を添えて申請します。
区域

記

１．申請地

２．確認区分　（該当項目に☑を記入）

□　道　路　　路線名

□　河　川　　□準用河川　□一級河川　□二級河川　（河川名　　）

□　公共用地　　□有地番
□譲与財産　　譲与番号　　（□道路　□水路）

３．申請理由

４．添付図書　　（１）現地見取り図
（２）地図（公図）の写し
（３）申請地に係る登記事項証明書（発行日より３か月以内）
（４）代理人による申請の場合は委任状
（５）その他（境界確認に参考となる図書等）
地積測量図、筆界特定書（添付図面を含む）、土地区画整理確定図、等

【注】

1　確認したい区分を〇で囲んでください。

（1）　土地境界　申請地と市有地等との所有権の範囲を確認したい場合。

（2）　区　　域　道路等で（認定道路等で敷地が市有地以外）区域を確認したい場合。

2　申請者の氏名及び代理人の氏名

（1）　土地所有者本人による申請の場合

イ　申請者（土地所有者）は署名又は記名押印をしてください。

（2）　代理人による申請の場合

イ　申請又は立会等を土地所有者の代理人が行うときは委任状を添付してください。

ロ　代理人は職業（会社名、肩書(例えば土地家屋調査士等)）を記入してください。

ハ　申請者欄の押印は委任状をもって省略することができます。

3　申請地　　境界確認を必要とする箇所の所在地を記入してください。

4　確認区分

（1）道　路・・・申請地に接する路線名を記入してください。

（2）河　川・・・申請地に接する河川名を記入してください。

（3）公共用地境界・・・申請地に接する公共用地地番又は譲与番号を記入してください。

5　申請理由　　分筆測量、境界確認、地積確認、塀の施工等理由を具体的に記入してください。

6　添付図書

（1）現地見取り図

申請地に到着できる主要点の入った範囲の図面で1/1，５００程度とし、申請地を赤の斜線で分かりやすいように記入してください。

（2）地図（公図）の写し

申請地と市有地の位置がわかる法務局備付けの地図、公図（地図等を転写した場合、年月日を記入してください。）に申請箇所を朱線で表示して下さい。

（3）申請地と市有地の登記事項証明書（発行日より３か月以内、写しの場合は原本証明必要）共有者がいる場合は登記事項要約書を添付してください。

申請者が申請地の所有者であることを証明する書類。ただし、現住所と登記の住所が異なる場合は住所の繋がりを示す公的書類を添付してください。

（4）代理人による申請の場合に添付する委任状

道路等境界確認事務取扱要綱第４条第２項及び第３項による規定をする場合に限り、代理権限を明記し、申請者（土地所有者）が署名又は記名押印したものを添付してください。

（5）その他参考図書等（地積測量図、筆界特定書（添付図面を含む)、土地区画整理確定図、等）

その他参考図書等は、重要な資料となりますので、これらがある場合は併せて添付してください。また、参考となる現地の杭がありましたら図面に表示してください。

7　現況実測図の作成

現況実測図とは、本市所有の土地と民有地との境界調査を実施するにあたり、現況構造物及び境界杭等の位置関係、多角点の位置などを表したものです。申請後、本市より測量範囲を連絡しますので実測して提出してください。

8　立会

（1）第８条に定める境界の確認を行ったのち、土地境界確認協議図（第８号様式）を提出してください。

（2）申請を取り下げる場合は、原則として取り下げ報告書（第３号様式）を提出してください。ただし、一度受理した申請書は返却いたしません。

第２号様式　削除

第３号様式

取　り　下　げ　報　告　書

年　　月　　日

（宛　先）
名　古　屋　市　長

申請者（土地所有者）　住　所
氏　名

代　理　人　　住　所
職　業
氏　名
電話番号　　FAX 番号
Ｅメール：

　年　　月　　日付で提出した下記土地の確認申請書は、下記理由により取り下げることを報告します。

記

１．申請地

２．確認区分　（該当項目に☑を記入）

□　道　路　　路線名

□　河　川　　□準用河川　□一級河川　□二級河川　（河川名　　）

□　公共用地　　□有地番
□譲与財産　　譲与番号　　（□道路　□水路）

３．添付図書

４．取り下げ理由

【注】

1　申請者の氏名及び代理人の氏名

（1） 土地所有者本人による申請の場合

イ　申請者（土地所有者）は署名又は記名押印をしてください。

（2） 代理人による申請の場合

イ　申請書添付の委任状に取り下げ権限が含まれている場合
申請者欄へ記名、委任状の添付は必要ありません。

ロ　申請書添付の委任状に取り下げ権限が含まれていない場合
取り下げ権限を明記した委任状を添付あるいは申請者欄への署名又は記名押印をしたものを提出してください。

ハ　代理人は職業（会社名、肩書(例えば土地家屋調査士等)）を記入してください。

（3） 申請者が死亡した場合

イ　本人申請において、申請者（土地所有者）の下段に、相続人は署名又は記名押印をしてください。

ロ　代理人申請において、申請書添付の委任状に申請者が死亡した場合の取り下げ権限が含まれている場合、申請者欄への署名又は記名押印及び委任状の添付は必要ありません。

2　申請地及び確認区分

申請地及び確認区分については申請書と同様の内容を記載してください。

3　取り下げ理由

取り下げ理由は要点を明確に記載してください。

例　・申請者都合～～により、本申請地に関わる確認申請書を取り下げます。
・所有権移転のため、本申請地に関わる確認申請書を取り下げます。

第４号様式

測　量　依　頼　書

年　　月　　日

（宛　先）測量調査課長

課公所長

担当職員　　氏　　名
電話番号

次のとおり依頼します。

１　依頼箇所

２　確認区分　（該当項目に☑を記入）

□　道　　路　　路線名

□　河　　川　　□準用河川　□一級河川　□二級河川　（河川名　　）

□　公共用地　　□有地番
□譲与財産　譲与番号　　（□道路　□水路）

３　依頼理由

４　施工時期

５　添付図書　　（１）現地見取り図
（２）地図（公図）の写し

６　測量作業協議　　年　月　日

第５号様式

第　　号
年　　月　　日

境界確認作業通知書

（宛　先）
（課　公　所　長）
（工事担当）

測量調査課長

　　年　　月　　日付で依頼のありました、別添依頼書記載箇所の境界確認作業は、下記により実施してください。

記

１．依頼箇所

２．境界確認作業方法（該当項目に☑を記入）

□　工事担当　【□境界調査工（確認・復元）・□その他】

□　測量調査課【□直営・□委託】

３．送付資料名

（注）工事担当者は、第６号様式（境界確認結果報告書）と測量結果の写しを測量調査課担当者まで送付すること。
（注）送付資料には、機密情報等が含まれるので取扱いに留意すること。

第６号様式

境界確認結果報告書

年　　月　　日

（宛　先）測量調査課長

（課公所長）

工事担当

　　年　　月　　日付、　　第　　号で境界確認作業通知のありました、境界確認の結果を次のとおり報告します。

工事件名等

依頼箇所　　区　　町　地内					
地　番	所有者氏名	立会者氏名	立会年月日	立会結果	
				官民境界位置	構造物設置位置

注１）土地区画整理事業等が行われていない地域については、対側地も立会いを行うものとする。
注２）立会結果欄の記載方法
　　官民境界位置　：官民境界の位置に同意を得た場合　　○
　　官民境界の位置に同意を得られなかった場合　　×
　　構造物設置位置：官民境界に構造物を設置した場合　　○
　　官民境界に構造物を設置出来ていない場合　　×
注３）立会写真を添付すること。
注４）測量結果の写しを添付すること

第７号様式　削除

第８号様式

土地境界確認協議図

行政区		申請番号	

基準点配点図

基準点等座標一覧表

基準点等種別	点名	X 座標	Y 座標	標識の種別

名古屋市協議点一覧表

点名	X 座標	Y 座標	標識の種別

提出日		申請者	住所 氏名　　印 □　土地所有者の承諾確認	立会箇所（申請地）	名古屋市〇区	
協議日				縮尺	座標系	
担当部署				作製年月日	単位：m	縮尺係数：
協議内容		代理人	住所 職・氏名　　印	作製者	印	
協議方法						
	その他（特段の事情のある場合）					

【注】

1　用紙は、日本産業規格Ａ列３番で作成して下さい。

2　図面には以下の事柄を記載してください。

・行政区、申請番号
・方位
・街区の形状
・地番（隣接地の地番を含む。）
・名古屋市協議点、協議内容及び補助基準点の位置
・調査に使用した基準点と協議点の座標一覧表
・隣接地との立会によって協議点が確定した場合は、境界確認情報を記載して下さい。
・基準点配点図には使用した公共基準点と補助基準点を記載してください。
・近傍の恒久的地物（引照点等）に基づく測量の場合は、その位置と補助基準点の位置を基準点配点図に記載して下さい。
・記載事項の図表サイズ及び配置については、任意とする。

3　申請者の氏名及び代理人の氏名

（1） 土地所有者本人による申請の場合

イ　申請者（土地所有者）は署名又は記名押印をしてください。

（2） 代理人による申請の場合

イ　申請者欄へ記名をして下さい。

（申請書に記載された住所から変更がない場合は、住所を記載しないでください）

ロ　代理人は職業（会社名、肩書(例えば土地家屋調査士等)）を記入してください。

（3）土地所有者承諾の確認

1）本人申請の場合は承諾確認欄への記入の必要はありません。

2）代理人申請の場合は協議内容について土地所有者の承諾確認を得た上で記入して下さい。

4　立会箇所（申請地）：申請書と同様の内容を記載してください。

5　協議方法：現地立会、電話、FAX、E メールなど

6　協議内容：下記から選択して記載してください。

□　街区交点・曲折点（鋲・キザミ）にて確認
□　中心線にて確認（半幅員　　m）
□　視準線にて確認（視準　　m）
□　座標明示地区
□　測量成果図に基づき（座標確認・現地確認）
□　街角剪除　条件（斜長　　m・辺長　　m）

7　協議日　：本市より通知した日を記載してください。

8　担当部署：課を記載してください。

9　作成者等：作成者及び職印、その他必要事項を記載しください。

１０　その他　：座標明示地区においては、隣接地と境界立会後に申請地の確定測量図及び画地 SIM を電子メールにて提出してください。

第９号様式

第　　号
年　月　日

様

名古屋市長

土地境界確認書

下記土地との境界確認について、本書添付のとおり確認しました。

記

土地の所在（申請地）

連絡先　緑政土木局路政部測量調査課
電話番号

※ 座標明示地区においては、隣接地と境界立会後に申請地の確定測量図及び画地 SIM を電子メールにて提出してください。

第１０号様式

第　　号
年　　月　　日

様

名古屋市長

境 界 確 認 不 調 通 知 書

年　　月　　日付で申請のあった下記土地との境界確認については下記の理由により協議不調となったので通知します。

記

１．土地の所在（申請地）

２．確認区分　（該当項目に☑を記入）

□　道　路　　路線名
□　河　川　　□準用河川　□一級河川　□二級河川
（河川名　　）

□　公共用地　　□有地番
□譲与財産　　譲与番号　　（□道路・□水路）

３．不調理由

連絡先　緑政土木局路政部測量調査課
電話番号

第１１号様式

経　過　報　告　書

年　　月　　日

（宛　先）
名　古　屋　市　長

申請者（土地所有者）　住　所
氏　名

代　理　人　　住　所
職　業
氏　名
電話番号　　FAX 番号
Ｅメール:

年　　月　　日付で道路等境界確認事務取扱要綱第１３条第４項の規定により依頼がありましたので、本書を提出します。

記

１．申請地

２．確認区分　（該当項目に☑を記入）

□　道　路　　路線名

□　河　川　　□準用河川　□一級河川　□二級河川　（河川名　　）

□　公共用地　　□有地番
□譲与財産　　譲与番号　　（□道路　□水路）

３．報告内容

【注】

1　申請者の氏名及び代理人の氏名

（1） 土地所有者本人による申請の場合

イ　申請者（土地所有者）は署名又は記名押印をしてください。

（2） 代理人による申請の場合

イ　申請者欄へ氏名を記載して下さい。

ロ　代理人は職業（会社名、肩書(例えば土地家屋調査士等)）を記入してください。

2　申請地及び確認区分

申請地及び確認区分については申請書と同様の内容を記載してください。

3　報告内容

報告内容は要点を明確に記載してください。

例１．申請者都合により、測量作業を中止していますが、〇年〇月〇日頃より再開する予定です。

例２．隣接地所有者への境界確認に時間を要していますが、〇年〇月〇日頃には土地境界確認協議図を提出する予定です。

第１２号様式

第　　号
年　　月　　日

様

名古屋市長

土地境界確認について

年　　月　　日付で申請のあった下記土地は、座標明示地区であり土地境界について、別添座標のとおり確定していますので通知します。

記

１．土地の所在（申請地）

連絡先　緑政土木局路政部測量調査課
電話番号

※ 座標明示地区においては、隣接地と境界立会後に申請地の確定測量図及び画地 SIM を電子メールにて提出してください。